整理番号	建設－条不－19

不利益処分個別票

所管局部担当名 （電話番号）	建設局公園緑化部調整課(06-6615-6723) 経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分担当名	当該都市公園・有料施設を担当する指定管理者 ・長居わくわくパークプロジェクトチーム（長居公園内有料施設指定管理者） ・新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体 （「旭プール・児童プール」指定管理者） ・鶴見緑地スマイルパートナーズ（咲くやこの花館等鶴見緑地内有料施設指定管理者） ・一般財団法人　大阪スポーツみどり財団（「南港中央野球場・南港中央庭球場」指定管理者） ・靱公園＆地域デザイングループ（靱公園内有料施設指定管理者） ・大阪城パークマネジメント共同事業体（大阪城公園内有料施設指定管理者） ・公益財団法人大阪武道振興協会（「大阪城弓道場」指定管理者）
処分の名称	都市公園の代行施設における有料施設の使用許可の制限、取消し等
概要	有料施設の適正な管理運営や市民の利用に著しく支障をきたさないよう、大阪市公園条例第９条の３で使用許可の制限について、第９条の４で使用許可の取消し、使用の制限・停止、施設からの退場命令について定めています。
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第９条の３、第９条の４ （http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html）
処分基準	◎次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、「管理を代行する有料施設（代行施設）」の使用許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は「代行施設」からの退場を命じることがあります。 (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可(大阪市公園条例第9条の2の許可)を受けたとき (2) 次の各号に定める事由が発生したとき ・公安又は風俗を害するおそれがあるとき ・施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ・管理上支障があるとき ・暴力団の利益になるとき ・その他不適当と認めるとき (3) 大阪市公園条例に違反し、又は条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考（参考）	大阪市公園条例 第９条の３　次の各号のいずれかに該当するときは、代行施設の指定管理者は、代行施設の使用を許可してはならない。 (1)　公安又は風俗を害するおそれがあるとき (2)　施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (3)　管理上支障があるとき (4)　暴力団の利益になるとき (5)　その他不適当と認めるとき 第９条の４　次の各号のいずれかに該当するときは、代行施設の指定管理者は、代行施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代行施設からの退場を命ずることができる。 (1)　偽りその他不正の手段により第9条の2の許可を受けたとき (2)　前条各号に定める事由が発生したとき (3)　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき